

平成二十五年 度

第五十二回 新宿区景観まちづくり審議会議事録

新宿区

第五十二回新宿区景観まちづくり審議会
開催年月日・平成二十六年三月二十六日

出席した委員

進士五十八、松川淳子、野澤康、橋本緑郎、秋田典子、
浅見美恵子、大浦正夫、福井清一郎、和田総一郎、阿部光伸、
大野慶一、齋藤真知、山本雅子、新井建也

欠席した委員

後藤春彦、窪田亜矢

議事日程

- 一、報告一 (仮称) 新宿歌舞伎町ホテルプロジェクトにつ
いて
- 報告二 屋外広告物の景観誘導推進の取組みについて
- 二、その他

議事のでんまつ

午後四時一分開会

○森課長 定刻を過ぎておりますので、第五十二回の新宿区景
観まちづくり審議会を開催したいと思います。

委員の皆様、本日はお忙しい中、お集まりくださいますこと
にありがとうございます。事務局を務めます新宿区都市計

画部景観と地区計画課長、森でございます。どうぞよろしくお
願いいたします。

それでは、本日の進行、そして配付資料等について御説明し
たいと思います。

まず、本日は後藤委員、窪田委員から所用のため御欠席され
る旨、御連絡をいただいております。

なお、委員の過半数が出席しておりますので、新宿区景観ま
ちづくり条例施行規則第三十九条第二項に基づき本委員会は成
立いたします。

また、本日は、新宿区景観まちづくり相談員の千葉相談員に
事務局として御出席をいただいております。日ごろから景観事
前協議のアドバイザーとして御助言をくださっております。ど
うぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の進行についてでございますけれども、配付しま
した次第のとおりでございます。

次に、資料について御確認をお願いいたします。
まず、今申しました次第がございます。裏面に委員名簿があ
ります。

次に、資料でございますけれども、報告一の資料、(仮称)
新宿歌舞伎町ホテルプロジェクトについて、報告二についての
資料、屋外広告物の景観誘導推進の取組みについて、また参考
資料一から六までがございます。

また、本日使用するスライドの写し、そちらのほうもあると
思います。

資料は以上でございます。過不足がありましたら御連絡くだ
さい。

なお、本審議会は公開となっております。また傍聴の方は発言はできませんので御了承ください。

事務局からの説明は以上となります。

それでは、議事にお入りいただきしたいと思います。

審議体会長、**進士会長**、どうぞよろしくお願いいたします。

○**進士会長** 皆さん、お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

きょうの議題は報告一、二とありますが、その前に昨年十二月二十四日に開催されました小委員会の御報告をいただきたいと思えます。

それでは、早速ですけれども、十二月二十四日にやったんですね、クリスマスまで働いているという、そういうことですね。頑張ったその成果をどうぞ発表ください。

○**荒井主査** 平成二十五年第二回新宿区景観まちづくり審議会小委員会について説明します。

小委員会では、新宿区景観形成ガイドラインの改定についての中間報告と（仮称）ロイヤルパークス柏木新築工事について報告を行いました。

それぞれの報告についてスライドで御説明いたします。

報告一の新宿区景観形成ガイドラインの改定について、形態・意匠のガイドラインについてですけれども、主な意見としては、色彩と素材については素材を先に記載したほうがよい、写真に説明文が必要、景観協議で使いやすい表現にしたほうがよい、エリア別景観形成ガイドラインについては、主な意見としまして、坂道は下から上の矢印に統一したほうがよい、エリア外の建物であっても景観の連続性に影響がある場合は記載し

たほうがよいという意見をいただきました。

報告二について、（仮称）ロイヤルパークス柏木新築工事について主な意見、西側壁面は長大な印象が残っている。敷地内沿道部にみどりのスペース等が配置されているが建築物の圧迫感が軽減されていない等の意見をいただきました。

説明は以上です。

○**進士会長** 今の御説明に何か御質問ございますか。よろしいですか。

何か前後関係がよくわからない。いきなり言われてもわからないかもしれませんが、よろしいですか。

何か思い出されたら、後でまた御質問いただければと思います。

一、報告
~~~~~

報告一（仮称）新宿歌舞伎町ホテルプロジェクトについて  
~~~~~

○**進士会長** それでは、議題に掲げています報告一、（仮称）新宿歌舞伎町ホテルプロジェクトについて御報告をください。

○**荒井主査** 報告一、（仮称）新宿歌舞伎町ホテルプロジェクトについて、設計事務所の株式会社大建設設計大友氏から説明させていただきます。

なお、説明の後、質疑応答が終わりましたら設計事務所は退出させていただきます。

それでは、お願いします。

○**事業者（大建設設計・大友）** 大建設設計の大友と申します。よろしく申し上げます。

お手元の資料のほうで計画内容の説明をさせていただきます。まず、表紙のほうをめぐっていただきまして、一ページ目のほう、こちらに計画概要を示しております。

本件は、新宿区の総合設計制度及び歌舞伎町のデザインガイドライン、そういった中で新宿区との協議を進めながら計画を進めてまいりました。

十一月の末には歌舞伎町のカンファレンス、こちらのほうで計画内容を報告しております。

計画概要については、左上に明記しております。

建物業用途としましては、ホテル及び飲食店舗、建築面積は六百二十・六二平方メートル、延床面積九千九百九十九・七二平方メートル、地上二十八階、塔屋階一階、地下一階、建物高さ九十・五〇メートルを予定しております。

工期としましては、確認済書を既に取得しておりますので準備が整い次第、着工という予定になっております。竣工のほうは平成二十七年八月末を予定しております。

中央のほうの地図、こちらが案内図になりますけれども、計画地はシネシティ広場の北西部に位置しております。歌舞伎町の中心部として非常ににぎわいのある場所として認識しております。

右上のほうに周辺の航空写真を載せております。計画地を囲むようにしまして、プリンスホテル、プラザハイジア、新宿東宝ビルと高層建物が周囲を取り囲むように位置しております。

したがって、スカイラインへの配慮といったことが必要かと考えております。

右の中央の写真、こちらがJRの新宿駅の方面からのモンタ

ージュ写真となります。計画建物はすぐ右側、こちらに現在新宿東宝ビルが建設されている途中になっております。

右下のほうに敷地周辺の現状の写真を載せております。非常ににぎわいのある繁華街というのが形成されている状態になっております。

ページをめぐっていただきまして、次のページのほうに上位計画を整理したものを載せております。

上位計画としましては、新宿区都市マスタープラン、それと新宿区景観形成ガイドライン、歌舞伎町街並みデザインガイドラインといったものがあります。

計画地が面するシネシティ広場、こちらは周辺地区のまちづくりの核として位置づけられていることがわかります。

したがって、計画する上では広場との関係性、それと町のにぎわいといったことが重視すべきポイントになるかと考えております。

右のほうに計画で配慮した項目を明記させていただいております。

設計に当たりましては、新宿区の地域性、それを十分に考慮しまして、環境への配慮、防災性、人にやさしいまちづくりといったことを目指した計画を行っております。

右下のほうに配置図を示しております。

建物のほうをコンパクトな形状としまして、地上の部分を公開空地として地域に開放しております。黄色く着色している範囲、こちらが公開空地となりますけれども、車椅子使用者同士が円滑にすれ違うことを想定した有効幅員二メートルの歩行スペースを確保しながら、緑が感じられる場所として整備を行っ

ております。歩行者空間に対して十分な広さと日照、回遊性を
持たせながら地域のアメニティといったことを向上させる計画
を行っております。

また、公開空地の植栽につきましては、葉の質感、それと花
の咲く時期といったものを組み合わせまして変化を持たせた緑
化計画というのを目指しております。

図面の右側、こちらがシネシテイ広場になるんですけれども、
シネシテイ広場に面したシンボルツリー、こちらのほうは樹種
が美しいというだけではなくて、広場のビル風対策となるよう
な常緑樹の樹種のほうを選定しております。

また、広場のにぎわいの創出という観点から、広場に面した
低層部のほうには直接広場からアプローチが可能な飲食店舗と
いったものを計画しております。また、低層部のほうは開放的
なガラス面として計画しております。内と外とでにぎわいの
連続性といったものを感じられるような計画としております。

ページをめくっていただきまして、次のページが景観に関し
て配慮した点となっております。

左上の写真のほうが線路側からのモニタージュ写真になりま
す、ポリウムの方は、隣接のプラザハイジアよりも若干高
く、かつ背面の新宿東宝ビルよりも少し低く抑えております。
そうすることによりまして、スカイラインの調和といったもの
を図った計画になっております。

右側のほうが広場側からのパスを写真に入れ込んだモンタ
ージュ写真になります。広場側に対して圧迫感を与えないよう
に外壁の外側にガラスのダブルウォールを設けております。
そのことによりまして、緩やかな境界というのを目指して

おります。

計画地は夜間の人通りも多い場所になりますので、夜間景観
にも配慮しまして、ダブルウォールのほうは光の演出、それと
大型ビジョンの設置といったものを計画しております。

ページをめくっていただきまして、四ページ目、最後のペー
ジになるんですが、こちらのほうが立面計画となります。

右側の立面図のほうが広場側の立面になっております。立面
計画におきましては、歩行者からの見え方といったものに配慮
しまして、低層部の仕上げには石を採用しております。そのこ
とによりまして新宿区の景観と調和した風格のある雰囲気とい
ったものを目指しております。

また、バルコニー部分には連続する植栽帯を設けまして立体
的な緑化計画といったことを行っております。

色彩につきましては、周辺の建物と調和するようなダークグ
レーで計画しております。ただ一方、エントランス部分にはア
クセントカラーを用いることによりまして、にぎやかさといっ
たことの演出を図っております。

以上で簡単ですが、計画内容の説明になります。

○進士会長 ありがとうございます。

ちよつと事務局に確認ですけど、これは報告だから、要する
に、事前協議その他が全て円満に終わっていて、ただ、その結
果が出たので皆さんにお知らせするという理解でいいですか。

○森課長 今、事前協議中ですので、その中で、今回総合設計を
使って計画しているものですか、景観審のほうに報告して何
らかのアドバイスをいただければ、今後の事前協議に役立てて
いきたい、そういう趣旨でやっております。

○進士会長 ちよつとアドバイザーから御発言いただきたいんですけど、事前協議で協議を何回もおやりですか。

○千葉相談員 たまたまですけれども、きょうお休みになつてゐるもう一人の神谷先生のほうが今回の件担当なものですから、ちよつと私のほうから余り。

○進士会長 じゃ事務局でかわりに。

○荒井主査 アドバイザーの協議では、二月二十日に協議しまして、色彩について少しトーンを落とすとしてくださいということ、樹種の選定についてアドバイスをいただきました。

今、協議中でございます。

○進士会長 そこで特に景観上の問題というのは今の二点だけ。

○荒井主査 今の時点では。

○進士会長 そうですか。わかりました。

というようなことが前提のようです。どうぞ審議会としてアドバイスできること、あるいは意見があればということのようですから、どうぞ御自由に御発言ください、いかがでしょうか。

これは、ちよつと私確認するけど、広場全体のやつを区でつくっているでしょう。

○森課長 はい。シネシティ広場の。

○進士会長 それとの調整はもう済んでいると理解していいですか。

例えば、このビルは狭いから、まず、ビルというよりこれホテルなんだな、ホテルプロジェクトって何でAPAホテルという名前でないの、申請上は、固有名詞わざと抜くんですか、こういうときは。ホテルプロジェクトというからホテルはいっぱいあるわけ。

○事業者（大建設・大友） そうですね。これは施主の意向でそういった名称をつけさせていただいております。

○進士会長 施主の意向で。何か営業戦略上、名前まだ出さないことにするとか、そういう話ですか。

○事業者（大建設・大友） そうですね。細かい話は私のほうでは聞いてはおりませんけれども。

○進士会長 だけど、審議会に出す案件で固有名詞がないというのも変な話だけど、それは事務局にお任せするとして、例えば、前に三本広場側に木が植わっていますね。それはお隣のビルとか、一般的に景観の場合は向こう三軒両隣を一緒に図面に出すものなんです。だけど、このプランとパースはモニターと書いてあるけれども、これモニタージュかな、いずれにしても、このパースはその辺がよくわからないのね、これだけだと。要するに、隣の植栽とか、そういうのをずっと広場だから一体でしょう。それは区はどう整理しているの。

○森課長 ここは広場が今工事中なので仮囲いしていますけれども、今後はフラットにして自由な広場というようなことを考えております。

そして、広場の周辺の建物のことに関しては、広場と建物の間に緑を配置して、そこで潤いを確保するというようなことで、今回も広場から三メートル程度セットバックして空間をつくってもらっていますので、それは広場の全体計画と合致している。そういうものでございます。

○進士会長 ほかのもそうやって三メートルセットバックして植栽するわけね。

○森課長 今回はここが先行してやられていますけれども、今

後は広場の周りを同じようなことをしつかり考えていきたいと思っ
ています。

○進士会長 わかりました。植栽もずっとつなげていくのね。

○森課長 イメージ的にはそういうような、空間のところ
に植栽がいくというように、将来的にはそういうことになる
と思います。

○進士会長 シンボルツリーと書いてあるけれども、シンボル
かどうかかわからないけれども、何ですかこれは。

○事業者（大建設・大友） 今現状はシラカシを考えてお
ります。樹種については何度か景観と地区計画課と協議をさせて
いただきました。ビル風に最も効果があるという樹種として、
こちらから提案させていただいたのがシラカシになっておりま
す。

一本については、景観アドバイザーのほうから樹種を三本の
うち一本は変えたほうがいいじゃないかというアドバイスをい
ただきまして、現段階ではシラカシ二本とスタジイを一本入れ
ようかと計画しています。

○進士会長 広場のイメージに大きい影響を与えますよね。こ
の三本の問題じゃない、広場全体ですけど、シラカシとスタ
ジイ、広場が暗い感じになるね。ビル風を防ぐには有効でしょ
うね。だけど、イメージ上はどうかかわからないね。一般的に今
までの公共施設は多いですけど、さて、どうぞ皆さん御意見あ
つたら、和田委員どうぞ、一番詳しい。

○和田委員 これで決まっているみたいですよ。ここはもとも
と四葉会といって、地権者である事業者の四つで大体話し合っ
て決めていたんですよ。ですので、三メートル下がるとい

とはどうなったのでしょうか。

○進士会長 大体いいですか、これで地元としては。

○和田委員 しようがないと思うんですけど、ただ、周りの広
場がどうなるかによつてですよ。今現状だと、言いにくい
ですけども、路上生活者のたまり場になっている。

○進士会長 今よりは絶対よくなるだろうけれども。

○野澤委員 これだけだと何を言っているのかよくわからない
ですが、景観だから外づらだけの資料になっているのかわ
りませんが、一、二階の用途と周りの空地とか広場との関係が
わからないと、いかどうかの判断がなかなかしにくくて、こ
れは上はともかく一、二階の用途がかなり広場のイメージに
きいてくるし、このパスだけ見ると、かなり透過性の高い素
材ですから、一、二階のつくり方、東宝ビルの議論したとき
も、かなり低層部どうするかというのが議論になっていたと思
うんですが、そのあたりがちよつとわからないんですが、口頭
で説明できる範囲で。

○進士会長 お願いします。

○事業者（大建設・大友） まず、一階のほうなんです
が、今回、面積から附置義務台数三十二台が必要になります。
駐車場が三十二台、こちらほとんど地下部分で、機械式駐車
場とついているんですが、二ページ目の配置図、こちらの
大体中央ラインに区画の壁がきています、そこから左側、
北側です。図面と言う左側、北側のほうが駐車場、南側
のほうがホテルのロビー、それと飲食店という二つの
構成になっています。二階につきましても同様な中央部分
で二つに分かれるような形になるんですけども、広場に
面した部分、そちらのほうが飲食店

舗、北側、裏側についてはバックヤードという構成になります。三階から上というのは全て客室という構成になっております。

○進士会長 野澤委員どうでしょう。

○野澤委員 よくわからないですね。

○進士会長 この後ろというのはハイジア側ですね。こちらから車が地下に入るのね。

○事業者（大建設・大友） はい。

○進士会長 それから、今のグラウンドフロアの喫茶店とかレストランだか何か今おっしゃったのは、オープンなんでしょう。一般の市民というか、宿泊者じゃないアーバンホテルぽくオープンになるんでしょう。

○事業者（大建設・大友） そうですね。まだテナントのほうは決定していないんですが、外部から直接アプローチできるような計画にはなっております。

○進士会長 多分、新宿区が希望しているのは、今度の広場は、かなりある意味で健全で明るくてたくさん家族連れでも来れるようなものというねらいでしたよね。

ですから、なるべく閉鎖的じゃないような配慮がいるよね、ぜひそれ御協力ください。

ほかいかがでしょう。

○大野委員 この前面のスクリーンは、これアルタみたいなビジョン、スクリーンなんですかね、動く、黄色いところの下に画面みたいのがついてる。

○事業者（大建設・大友） まだ具体的な形状については検討中なんですが、イメージとしてはアルタに乗せられているようなビジョンをイメージしております。

○大野委員 隣の建物と継続性がやはりこれも求められますね。ここに動く画面が出るということは、それを隣も了解した上でやるんですか。

○事業者（大建設・大友） まだこれからの調整になります。

○進士会長 この二階か三階部分にあるこれね。これは映像が映るわけ。

広告物の研究は、別途区はやっているんでしょう。その対象にしているんでしょう。

○森課長 屋外広告物の研究はやっております。

そして、こういうようなビジョンなんかもどうしていくべきかということも今検討しております。

○進士会長 その検討の過程で、これも一緒にある程度御相談しているわけね。

○森課長 一緒になれると思っています。

○進士会長 そういうことだそうです。

黄色からブルーにグラデーションになっているのは素材なんですか。

○事業者（大建設・大友） こちらはガラスになります。ガラスの裏側にLED照明を入れまして、こちらの照明のほうの色を変化させていくということになります。

○進士会長 じゃ照明でこの色はもつと変化するわけ。

○事業者（大建設・大友） そうですね。今考えているのは、いろんな色が変わっていくような、グラデーションで変わって、時間にあわせて変わっていくような計画を行っています。

○進士会長 大体こういうのも広告に入るのかな。

○野澤委員 難しいですよ。広告なのか、建築物の違いはす

ごく難しいところで。

○進士会長 条例とか法律ではどうなるの。これは広告物かね。

○森課長 そういうふうにも捉えることもできるかどうか、ちよつと勉強しなきゃいけないと思っっています。

○進士会長 スカイツリーの照明とかライティングはしょつちゆう変化するでしょう。ああいうのはどうやって決めているの
だろうね。

○森課長 そこまでは。

○進士会長 事業者はそういうの御存じ。

○事業者（大建設・大友） 今、東京都の広告物を扱っている窓口で確認したところ、何かしら絵とか情報を発信しなければ広告物としては扱わないという見解を出しているようです。

○進士会長 建物の外壁なんだ。変化する外壁ね。

○事業者（大建設・大友） そうですね。

○野澤委員 都庁も光っていますからね。

○進士会長 皆さんから特に御発言なくて、和田委員はもう決まっているようだという。

○和田委員 問題は、あとはリムジンバスだけです。リムジンバスをどこにつけるか。

○進士会長 リムジンバスがここにくつつくの。

○和田委員 こことか歌舞伎町に乗り入れるときに、リムジンバスというのはバックがだめなもので前にしか進めない
ので。

○進士会長 ホテルとつないでいるエアポートからの。

○和田委員 そうです。東宝ができたときでも、結局リムジン
というのは、バスガイドがいないので運転手一人なのでバック

できないんですよ。だから、前に進むしかない。それを今度ど
こにつくるか、一番そのほうが。

○進士会長 余りそつちまできよう考えないでおきましょう。
とりあえずよろしい。

どうぞ齋藤委員。

○齋藤委員 この図面見ますと、歩行者からの視点に配慮した
沿道部の屋上緑化とありますけれども、これはどんなイメージ
でしょうか。あと屋上はどうなるのでしょうか。

○事業者（大建設・大友） まず一つ目の御質問なんですが、
四ページ目の立面計画のほうをごらんいただきたいんですけども、
西側立面図、南側立面図、両方ともに二階のレベルのところ
に少し緑色が入っているかと思うんですが、そちらのほう
は屋上緑化になっております。

今、考えているのはツタ性の植物を二階のバルコニーから垂
らしていきまして、下からも緑が視認できるように緑化計画と
いうのを考えております。

屋上につきましては、今日隠しルーバーで完全に隠すような
イメージになってはいるんですが、中には設備機器がびっしり入
るような形になります。

超高層建物になりますので、屋上のほうの緑化というのは恐
らく育たないだろうという考えをしております、屋上のほう
は一切緑化というのは設けておりません。

二階部分、三階部分にも実際には緑化を行っているんですが、
そちらのほうは宿泊者だけが見ることができるような緑化にな
っております。

○進士会長 おわかりでしょうか。それでよろしいですか。

二階部分のやつ屋上緑化というの。デッキの緑化なんですよ。

○事業者（大建設計・大友） そうですね。パラペットの上部、バルコニーの上にプランターを常設でつけまして、そのプランターで緑化することになります。

○進士会長 それは屋上緑化というのかな。壁面緑化に近いな。

○事業者（大建設計・大友） そうですね。壁面緑化に近いですね。

○進士会長 これは緑化基準に基づいてやっているんでしょう。

○事業者（大建設計・大友） そうです。総合設計制度の緑化基準になります。

○橋本委員 一つだけ教えていただきたいんですが、高層部の壁面というのは、この配置図の中でどこになる。グレーに塗りつぶしたところが高層部とも思えないんですけど、どんなような形になっているか教えていただけますか。

○事業者（大建設計・大友） グレーに塗られているところがほとんど高層部の壁面のラインに近い形になっています。若干違う部分としましては西側、図面で言う下側のところが少しグレーで塗られているところは入り組んでいるんですけども、こちらのほうが直線になるということ以外のところはほとんど。

○橋本委員 直線からバックして内側に。

○事業者（大建設計・大友） 公開空地のラインにほとんど接した形で、公開空地に並行した外壁になります。

○橋本委員 そうすると、広場側のシンボルツリーのところもシンボルツリーにかぶって建物があるのでしょうか。

○事業者（大建設計・大友） そうですね。島状にシンボルツ

リーのところに柱型が出ているかと思えます。

○橋本委員 柱型書いてないだけ。

○事業者（大建設計・大友） シンボルツリーにかかった形で外壁がせり出してくるような形になります。

ちよつとわかりづらいんですが、広場の境界線と並行した外壁になります。約四メートル程度、境界線からバックしたところに外壁がきます。

○橋本委員 ということは、ここに大きな柱型が出てくるということなんですね。

○事業者（大建設計・大友） そうですね。

○橋本委員 わかりました。

○進士会長 阿部委員。

○阿部委員 一点だけ。会長のところとダブるんですけども、計画建物南側の足元のシラカシ二本、スダジイ一本という話がありまして、それは広場全体のところも区は指導しつつあるという話があったんですが、例えば、新宿東宝ビルについて、前に一回プレゼンしてもらったときに、足元をセットバックして木があったかちよつと定かではないんですが、この広場に対してそういう樹木を必ず設定する形に区がそういう指導しているのか。壁面後退で言うと、総合設計ですから当然バックして稼いでいると思うんですけど、隣の建物も、先ほどもちよつと和田委員からあったんですが、壁面後退を了解してきれいにそこに樹木が並んでいくのか、ただ、単発的に総合制度を使った、そこだけ樹木を置きましたとなると、何かこの広場に対して寂しいといえますように、何か秩序がないような気がするもので、やるならばきれいに、例えば、今ある南面に関しては、隣も同じ

ように壁面後退したらどうか、そういう指導といましようか、そういう合意ができていいのか、できていないのか、せっかくですから、そういう合意もとって進めてくれるとありがたいという気がします。

これはこの建物だけじゃないんですけれども、この広場全体に対する樹木の植え方が、これだけ見ると気になりました。

それから壁面のLED照明というのがあったんですが、昼間は多分青空写すとか、そういうガラスですか。

○事業者（大建設・大友） そうですね。照明計画についてはまだ検討途中にはなっているんですが。

○阿部委員 そうすると、昼間は青空写すというか、ガラスですから、多分、風景を写すという話になると思うんですが、昼間の風景と夜間は変わってきます。夜間るときに、先ほどいろんなものを入れるという形で、商業地域ですからあえて色とか余り規制しないにしても、品のあるというと言葉は悪いんですが、広場の質を上げる意味のそういう形にしていただければありがたいかなという気がするんですね。

それはどこまで指導するかは、ちよつと私も定かではないんですが、やはりここだけ全体をやると、足元のビジョンと全体が動画になってくると、全体が動き始めると、全体は広告じゃないのという話にもいつてしまう気がしますので、そこだけは区のほうもLED照明というか、その辺の指導の仕方を十分注意して、将来的な広場に対する夜間の風景づくりといいましようか、そういうことを意識してもらおうと思えます。

○進士会長 ちよつと今のは区のほうで記憶しておいてください。

○森課長 わかりました。

○進士会長 山本委員。

○山本委員 このホテルは超高層ではないとは思いますが、防火上、やはり二十八階というのは相当高い建物ですから、防火上、火災とかないことを想定はしているんでしょうけれども、四谷の大学でも十七階の建物が一番新しいのが建っているんですけど、その上にはヘリポートを設置しているんですね。

ですから、この上はヘリポートとか、そういうものは設置とか考えて予定はしていらっしやらないでしょうか。

○進士会長 どうぞ。

○事業者（大建設・大友） こちらは所轄の消防と協議させていただきまして、今回の建物は周囲に高層建築物が囲むような配置をされていますので、ヘリポートを設けてもヘリコプターが近づくことができないということで、今回は設置しないという方向で決定しております。

○山本委員 あと一つよろしいですか。

新宿区で緑化を非常に壁面、屋上やっていますよね。

今のお話ですと、機材がいっぱいあって屋上は考えていないというお話ですが、それに関しては新宿区はどういうような指導をなさっていらっしやるのか伺いたいと思います。

○進士会長 要するに、基準をクリアしているのかどうかということだね。

○森課長 もちろん緑化の基準はございますので、それはクリアした計画というふうになっています。

○事業者（大建設・大友） 緑化協議の中では、新宿区のほうから高さがあるためにできれば屋上には設けずに下のほうで

緑化してくださいという指導を区のほうからいただいております、

○進士会長 量の問題だよね。量はクリアしているんだよね。

○森課長 量はクリアしております、

○進士会長 よろしいでしょうか。どうぞ秋田委員。

○秋田委員 余り景観には関係ないんですけども、基本方針の一番最初の既存地下躯体の一部の利用と書いてあるんですけども、これどういうふうなことを行っているのかちよつとお伺いしたいと思います。

○事業者（大建設・大友） こちらにつきましては、既存のほうで、地下がある建築物が残っております、既存部分の外壁をそのまま残して山留として利用しています。

なので、解体せずに既存の地下の外壁はそのまま残して、その内側に今回の地下躯体を埋めるというような手法をとっております。

○秋田委員 了解しました。

○進士会長 よろしいですか。

○橋本委員 一つだけちよつと要望ですけど、やっぱり景観審議会の資料なのでエレベーションに関しては、かなり背の高い部分なので、四面あったほうがわかりやすいと思うのです。

例えば、外部階段のほうにくつついていないと思いますけれども、もしくつついているのであればどういう格好になっているのかとか、そういう話も含めて、ちよつと資料が不足しているのではないかなと思うのです。裏からの景観が結構重要じゃないかなと思っております、よろしくお願いします。

○進士会長 これは追加で提出というよりは、今後への御注意

でいいですか。

そこも事務局で今後は注意してください。

○森課長 わかりました。

○進士会長 おおむね御発言いただいたように思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本件は幾つかの御意見をいただきましたので、それを参考に今後も事前協議を続けていただくということにしたいと思います。

事業者もこれからもまたいろいろと御配慮よろしくお願いたいと思います。きょうはお疲れさまでした。

報告二 屋外広告物の景観誘導推進の取組みについて
~~~~~

○進士会長 それでは二つ目の報告であります。

屋外広告物の景観誘導推進の取組みについてということで御説明いただきます。

○千葉主事 景観と地区計画課の千葉です。

報告二、屋外広告物の景観誘導推進の取組みについて説明いたします。

説明は前のスライドでしますので、少々準備のためお時間いただきしたいと思います。

それでは、本日、前のスライドで説明いたしますけれども、皆様にはスライドの写しもお配りしていますので、そちらも御参照いただければと思います。

それでは、説明いたします。  
まず、送付及び当日配付しております資料の説明の前に、景

観審議会の委員の皆様へ御案内いたしました三月十五日に開催しております「新宿の広告景観の未来を考える区民ワークショップのイベント」について御報告いたします。

イベントは、景観まちづくりについて、区民、事業者などの方々とともに、景観まちづくりをとともに考え意識を共有することを目的に開催したものです。

第一部では、日本サインデザイン協会に所属する三名のパネリストによる講話、第二部ではパネリストと会場との質疑応答による形式で行いました。

講話では、宮沢氏から制度解説と事例紹介をもとに地域別ルールの重要性について、武山氏からは世界各地の広告景観の事例紹介をもとにまちのにぎわいづくりの有効性について、定村氏からはオリンピック、パラリンピック開催を迎えるに当たり公共サインの景観誘導の重要性についてお話をいただきました。質疑応答では会場と活発な意見交換を行いました。

区はこのようなイベントを今後も開催し広く周知啓発の取組みを実施してまいりたいと考えております。

それでは、資料に関する説明に入りたいと思います。

事前送付しました資料A4縦書き片面印刷のもの、参考資料A3横片面印刷、または当日配付した資料の内容についてスライドで説明します。

まずは、昨年十一月に設置しました第一回新宿区屋外広告物に関するガイドライン等検討委員会の開催概要について説明します。

屋外広告物の景観誘導推進事業において、区全域の屋外広告物に関するガイドライン、また歌舞伎町地区及び外濠周辺地区

の二地区の地域別のルールなどについて、来年度策定を目標に今年度から検討を進めております。

ガイドライン等の検討のため、学識経験者、区民、関係団体代表者、区職員の委員による検討委員会を設置しました。また、地域別のルールを検討するために地域部会を設置しております。

なお、検討委員会とあわせて庁内関係部署による屋外広告物に関するガイドライン等庁内検討会を設置し検討委員会の前に会議を開催しております。

それでは、第一回の検討委員会についてです。

第一回は十一月十九日に開催しております。場所、出席者はスライドのとおりでございます。

第一回目は初回でしたので、委員の委嘱、検討委員会の概要のほか、屋外広告物条例の概要、新宿区における広告物の特徴、また施策イメージについて説明をいたしました。

一部ですが、第一回の検討委員会で出た各委員の意見を紹介いたします。

区全域のガイドラインについて、さまざまな人に受け入れられるガイドラインになってほしい。そして、続いて、最近ふえてきましたデジタルサインエージなどの動画広告等については、音のことは考えてほしいという意見と、防災時における活用に関する意見がありました。運用体制については、他の自治体で審査に一カ月以上も時間を要するところもある。審査のスピードは考慮してほしいとの意見もございました。

続きまして、地域別のルールを検討する地域部会についての説明です。

まず初めに、外濠周辺地区地域部会についてです。

外濠周辺地区地域部会の検討区域の対象範囲は、景観まちづくり計画の区分地区、歴史あるおもむき外濠地区と同様に外濠から二百メートルの範囲としております。

委員は、検討委員会から**野澤委員**及び**萩尾委員**のほか五名の地区組織の構成員となっております。

外濠周辺地区地域部会の一回目は、地域部会の進め方、周辺のまちづくりの動きについて委員と共有し検討区域の写真を見ながら各委員の意見収集を行いました。

各委員の意見を一部を紹介します。

広告物を抑えていく中で、外堀通りを雰囲気のよい通りとしてほしい。検討区域中にある飯田橋駅、市ヶ谷駅、四ツ谷駅の駅前とその駅間の通りは分けて考えたほうがよいのではないかと。さらにテナント事業者への啓発の必要性があるなどについての意見が出ました。

続きまして、歌舞伎町地区地域部会についてです。

歌舞伎町地区地域部会の検討区域の対象範囲は、歌舞伎町一丁目、二丁目としております。

委員は、検討委員会から**後藤委員**及び**柳館委員**、そのほか五名の地区組織の構成員となっております。

歌舞伎町地区地域部会の第一回目は、外濠周辺地区地域部会と同様に、地域部会の進め方、周辺のまちづくり動きについて共有し検討区域の写真を見ながら各委員の意見収集を行いました。

各委員の意見を一部紹介します。

将来の歌舞伎町を屋外広告物でどのように演出し魅力的なまちとしていくかが重要である。さらに歌舞伎町独自のチェーン

店、コンビニの看板、店舗づくりを誘導できたらおもしろい。さらにテナント店舗の看板の景観誘導ではビルオーナーの役割が重要であるなどの意見がございました。

外濠周辺地区及び歌舞伎町地区、それぞれの第一回目の委員の意見を整理し、今後、第二回以降で景観誘導の方向性などについて検討する予定でございます。

続きまして、三月十九日に開催しました第二回目の検討委員会について説明します。

第二回目の開催概要と当日説明した内容について説明いたします。

第二回目の検討委員会は三月十九日に開催しております。場所及び出席者はスライドのとおりでございます。

第二回目では、平成二十四年度に検討しました屋外広告物の景観誘導推進基本方針、ガイドラインを含めた事業全体骨子、ガイドラインの考え方、そのほか運用体制、デジタルサイネージ等についての説明を行い、主に今後の新宿区における屋外広告物の景観誘導推進に関する大きな方向性について検討を行いました。

それでは、第二回目の検討委員会の内容について抜粋したものを説明いたします。

まずは、屋外広告物の景観誘導推進全体骨子についてです。

冊子の目次のような構成ですが、まず最初、ゼロ章として屋外広告物の役割、新宿区の広告景観の特性、一章では屋外広告物の景観誘導推進事業に関する基本方針及び運用体制など、二章では具体的な誘導内容等を、そして、三章では屋外広告物条例等に関する制度、まちづくり制度などについての考えを示し

たいというふうの説明を行っております。

第二回目の検討委員会では、全体骨子となる内容について、また現段階で意見をいただきたい事項について検討を行いました。検討委員会で取り上げた内容については、スライドのう色がついてある箇所というふうになっております。

本日の説明は、全体骨子に沿って説明いたします。

最初にゼロ章、はじめについてです。

屋外広告物の景観誘導に当たり、屋外広告物の役割を確認したいと考えております。

屋外広告物の役割についてです。

大きく五つの視点で捉えました。個性的で多様性のある景観をつくる重要な要素のひとつであること。生活者や来街者に必要な情報を提供していること。経済活動には必要な情報伝達手段であること。景観形成の有効な手立てとして、まちのにぎわいや活気を表現し生き生きとした表情をつくるということ。またまちづくりの視点から、多くの人と考え取り組むことで、まちと人のコミュニケーションツールとなるという五つの役割です。

続いては、新宿区の広告景観の特性についてです。

大きく四つ視点で捉えました。新宿区では、日本を代表する商業地から閑静な住宅地まで個性豊かなまちがあるということから多様性が挙げられます。また、新宿区の地形や都市構造からさまざまな視点があることから重層性というものが挙げられると思います。次に、多くの外国人が住み、働き、さらに毎年多くの外国人観光客が訪れるということから多国籍性ということが挙げられると思います。そして、四つ目は老舗の看板から

最新技術の広告物まで幅広いものがあるということから時代性というものが挙げられるかと思えます。

また、区が実施した屋外広告物に関する実態調査の結果によると、区内の屋外広告物は、建築物に設置される店舗の自家用が大半であるという特徴がございます。ゼロ章については以上になります。

続きまして、一章の屋外広告物景観誘導推進についてです。

一章では、屋外広告物の景観誘導推進事業に関する大きな方向性や位置づけなどを示していきます。

まずは、屋外広告物の景観誘導推進基本方針についてです。

事業初年度となる平成二十四年度において検討した内容です。今後の事業の取組みに関する方向性を示すものです。

基本方針は六つからなります。

まず一つ目、デザイン誘導による良好な視覚的空間づくり。二つ目が多様な広告の景観誘導推進。そして、三つ目、広告主等の景観まちづくり参画促進。四つ目、区民等への景観まちづくり意識啓発。五つ目、多様な主体との連携。六つ目、地域特性を生かした広告のルールづくりです。

なお、地域特性を生かした広告のルールづくりについては、まちづくりの進捗とあわせて地域別ルールの追加指定等を進めてまいります。

続いて、屋外広告物景観誘導推進基本方針の位置づけについてです。

後ほど説明いたしますが、今後運用体制等の検討を踏まえ、景観まちづくり計画の中に基本方針を位置づけたいと考えております。景観まちづくり計画の良好な景観形成に関する方針の

中に、新たに屋外広告物の景観形成を設置し、屋外広告物の景観誘導推進基本方針を示していきたいと考えております。

続きまして、運用体制についてです。

運用体制については、大きく三つの構成で考えております。

一つ目は、景観事前協議の対象となつています建築物に関する誘導、建物所有者等への自主規制の誘導。二つ目、緑色の範囲ですけれども、東京都屋外広告物条例の許可申請の広告物を対象とした誘導、広告主等への届出・行政指導の誘導。三つ目が、そのほかの屋外広告物を対象とした誘導、広告主等への取り組み協力依頼です。

運用体制一つ目の景観事前協議の対象となる建築物の誘導については、景観まちづくり計画における建築物の景観形成基準に屋外広告物に関する基準を追加し、建築物の新築時等における誘導を行いたいと考えております。景観まちづくり計画を改正し、区全域に基準を追加し、協議の際にサイン設置計画書の提出を求め、具体的な協議を進めていきたいと考えております。現行の主な協議内容に加え、広告物の事前誘導を進めていきます。自社・ビルテナントの小規模な広告物の事前誘導、建築主への管理責任の啓発の効果が期待できると考えております。

続いて、運用体制二つ目の東京屋外広告物条例の許可申請の広告物を対象とした誘導については、景観まちづくり条例を改正し新たに事前協議の対象としたいと考えております。対象とする屋外広告物は、東京都屋外広告物条例の許可申請のうち、主に新規物件を対象と考えております。新設する景観事前協議の推進制度としまして、広告物のアドバイザー制度を新設し、審査や技術支援、また良好事例の紹介等の表彰制度を進めてい

きたいと考えております。

屋外広告物の景観事前協議の時期としましては、現在許可申請が必要となつていきます東京都屋外広告物条例の申請の前の段階で景観事前協議を行つてまいりたいというふうに考えております。

続いて、運用体制三つ目です。

そのほかの広告物については、広告主等が申請に訪れる関係行政窓口におけるリーフレット配布等により広く周知啓発を進めていきたいと考えています。広告主等へ自主的な取り組み協力依頼をしていきたいというふうに考えています。

一章については以上です。

続きまして、本編となります第二章の新宿区広告景観デザインガイドラインについて説明いたします。

第二回の検討委員会では、具体的な誘導内容の前段となります考え方について御説明いたしました。

具体的な誘導基準については、今後、第三回の検討委員会等で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、ガイドラインの考えについてです。

ガイドラインの考え方については、民間事業者が設置する商業広告、行政機関が設置する公共サインに共通の考えとして示したいというふうに考えております。

まずは大きな理念としましては、ルールを守り個性をつくる広告景観による新宿の魅力づくりとしまして、こちらの理念に基づき五つの考え方を示したいというふうに考えています。

考え方一つ目は、周辺景観や環境へ配慮した表示掲出。考え方二つ目は、建築物や敷地の特性に配慮した表示掲出。考え方



三つ目は、国籍年齢等問わずに多くの人がわかるように、快適な都市空間づくり・ユニバーサルデザイン。考え方四つ目は、屋外広告物の重要な要素である、信頼性と安全性のある広告づくり。考え方五つ目としては、設置後に関することですが、これも、定期点検、維持管理、更新や除去等の責任ある設置管理についてです。

こういった考えに基づき、今後、具体的な誘導内容を示し検討委員会などで意見をいただきたいというふうに考えております。

続いては、デジタルサイネージ等の可変表示屋外広告物のあり方についてです。

こちらは、ガイドラインの中で誘導を検討しており、現時点において意見を伺いたいと思いついて検討委員会で報告いたしました。法規制や区の公共情報の表示の現況について説明いたしました。

まずは法規制についてです。

東京都屋外広告物条例上、特別な規定は現在ありません。しかし、近年設置数が増えてきており、交通安全上、景観上の課題があるため、誘導方針等が必要になっているという状況でございます。

次に、区の公共情報の表示についてです。

現在スライドの写真にあります三つの大型ビジョンで任意の協力のもとに区の公共情報を表示しております。

来街者が多い新宿ではデジタルサイネージ等を活用した公共情報の提供は有効な手段の一つです。位置情報、観光情報、避難場所の情報、その他注意喚起等、幅広い情報を効果的・効率

的に発信ができません。しかし、幅広く活用を進める上では、同じ盤面で表示されるほかの表示内容の情報管理など、どのようにそれを担保していくかということが課題として挙げられます。二章については以上となります。

続きまして、三章の屋外広告物に関する制度及び基礎知識についてです。

こちらの章では、屋外広告物に関する区や地域の取組みなどを幅広く紹介したいと考えております。

まずは、まちづくり制度についてです。

東京都屋外広告物条例の制度、区が取り組んでいます合同観察・地域パトロールについて示していきたいと考えています。

そのほか、地域の課題解決のための手法として、まちづくりの一環として区内でも実例があります商店街灯 FLAG 事業、エリアマネジメント事業についても整理し示していきたいというふうに考えております。

次に、デザインの基礎知識となる事項についても紹介してまいります。

視点場からの視認性など、デザイン上の基本となる事項について紹介していきたいというふうに考えております。

三章は以上となります。

本日、御報告した内容について第二回の検討委員会で各委員から御意見をいただいております。

ほんの一部ですが御紹介したいと思います。

ガイドライン全般については、どういうまちを指すか、そういったことが大事だというふうな意見がございました。

また、今後示す具体的な誘導内容となります土地利用及び

要素別について多くの意見をいただきました。

昼と夜、時間帯での考え方があるとよい。どういう使い方をイメージするかが大事だと。あとは、土地利用別と要素別の基準が二つあると複雑になり過ぎるのではないか。あとは、新宿は土地利用が混在しており矛盾が出ないように。あとは、広告景観として音は必ず盛り込んでいただきたいなどの意見が出ました。

さらにデジタルサイネージ等については、災害時に情報を流せる有効な媒体として活用できるなどの意見をいただきました。第二回検討会委員会では多くの意見を頂戴しました。今後いただいた意見を踏まえ検討してまいります。

特に多くの意見をいただいた具体的な誘導内容を示す土地利用別及び要素別の基準については、根本的な見直しを視野に入れ再検討してまいります。今後、第三回以降の検討委員会で意見をいただきたいと考えています。

説明は以上となります。

○進士会長 御説明ありがとうございました。

それでは、今、大変丁寧に説明いただきましたので、大体おわかりいただけだと思いますが、御質問や御意見があるかもしれませんので頂戴したいと思います。

これは、今、二回目までやって三回ぐらいで終わるんですか。

○千葉主事 四回を予定しています。

○進士会長 まだ御発言いただく機会はありそうですね。

いずれにしても、時間はまだ少しぐらいいいでしょうから、御意見がございましたらどうぞ。

この間のワークショップ、私も行くこうと思ったんですけど、ち

よつと行けませんでしたが、ちょっとだけ私感想を言うと、一つは、これまでも全国に広告の問題というのは、景観で非常に大きな役割を果たしてきたんだけど、本格的に取り組んでいるところが多くはないのですよね。そういう意味で新宿区がこういうものに取り組んだというのは、私は非常に画期的で大変いいことだと思っています。

ただ、逆に言うと、今説明聞いていてもそうだけど、随分細かくなってきたから、かなりプロにならないといけないという話になりかねない、言い方を変えると、例えば景観法が二〇〇四年にできたんですが、国会にかけたときは景観緑三法という形で国会は通したのです。つまり景観法だけじゃなくて、都市緑地法という緑の話と、それから屋外広告物法の改正だったのです。それをワンセットで国会に出しているのです。

ところが広告だけがこうやって進めると、さっきのプロのS D Aの方がこうやっていくとどどん活字の角度とか、そういうとこまで入っていったらやうわけ、プロってそういうものなんですよ、それは、私はいけないとは言っていない。

だけど、さっきのA P Aホテルでも、植栽とサインと今の動くものまで出てきちゃうということになると、トータルにやらないといけないでしょう。ですから、本当は広場全体のデザインをアーバンデザインとしてどんな雰囲気にしたいんだと、それにはここがこうあってほしいというふうにしていかないといけないのに、こういうガイドラインができていくと、そこだけ今度はクリアすればいいという話にだんだんなっていくおそれがあるんですね。私の危惧は一つそれです。広告については非常に深く掘り下げるのはすばらしいことなだけども、景観

というのほもつとトータルなものなので、ですから、それぞれの意見に音をもつと考えるとか、いろいろ出てきましたね、私、きょう御報告の中で非常にいいなと思ったのは、最後のほうで、要するに管理、事後の管理までちゃんとやれとありましたね、撤去とか、僕はそこまで気がついていないから、ちよつと安心はしている。専門的などころを深めるというよりは、事後の管理が大事なんだ。だめなもの、余分なもの、壊れたものは早く撤去する。

それは、一般には広告物はそれぞれ私有財産ですから、余り行政と言えども撤去できないわけです。持ち主に文句を言うだけなんです。そうじゃなくて、ここ新宿区では、つまりひどいものはとっちゃうよとか、そういう意外と専門の活字の寸法とかそんな話よりは、全体の問題、今、言ったように広場の舗装と広告の関係がどうか、いつでも景観というのはトータルにランドスケープとして見ないといけないんです。だから、さつき植栽のことをちよつと言ったわけです。せつかく緑を、これは緑化の観点ではスタジイでも別にいいんですよ、風を防ぐというんでも、ビル風を抑える、いっぱい葉っぱがあったほうがいいわけだから、だけど、明るい広場にするには、やっぱり暗過ぎるんですよ。それで東京都はずつと、本当は東京の植栽にはびつたりじゃないんだけどもクスノキをどんどん入れた。クスノキは明るくて楽しいから、さらにケヤキにすれば、季節感が出たり、武蔵野を感じるという。だから、**和田委員**たちのあれはケヤキだよ。

そういうことで、まちの雰囲気はどうやってやるかということになる。ところが緑化担当者は緑化だけやるといって、緑量

で緑が、落葉しちゃうともう緑がないように思うから、冬も緑があったほうがいいなんていう誤解しちゃう。

ですから、繰り返し言いますけど、ランドスケープというのはトータルなものなんです。そのチェックをできるような仕掛けをしておかないと、広告だけがうんと今回、僕は本当に戦後のヒットだとさえ思っているんだから、自治体がこういうことやるのはね、だけど、逆にそれが全体を忘れてしまう方向に行くのはちよつと困る。トータルに物を見る。その中で広告の役割や広告の果たす機能というものを意識する。

ですから、私は当初一番最初に**後藤委員**が提案したような歌舞伎町のようなビジネスとの関係でやるとか、そういうことこそはいいなと思った。つまり平たく言えばお金をとるわけ、広告でお金とってまちづくりにプラス効果を出すとか、そういう積極的にアーバンデザインの一環に組み込むというのは、私は本当に新宿の生き方としてはすばらしいと思っていたわけ。

ただ、プロの広告デザインの専門家がそこだけ掘り下げるというのは、ちよつと私は危惧を持っているということです。後でそういうことを検討していただければいいんですけど、それを具体的な意見として言う目次なんです。先ほどの報告書の目次、ガイドラインの位置づけ、何ページかな、景観誘導指針の目次が十二ページにありますね、パワポの、はじめにがあつて、屋外広告物つてあるでしょう、これは今広告物の景観誘導指針ですよ、これ以前に新宿の全体があつたでしょう、本当は目次に、ここには出ていないけれども、それでいくとしたしかなんでいて、既に今までの指針にも広告というのはあつたでしょう。景観ガイドラインの目次立ては。

○千葉主事 景観ガイドラインの目次立ては、広告物については細かい制限はあったんですけども。

○進士会長 大きな目次で広告物というのははっきり位置づけているはずなんですよ。全部記憶していないのであれですけど、その箇条書きでいくと、広告物ってどこかに間違いなく入っていたはず、前のでも、それなのにこれを大項目で起こしているわけ。それは頑張っているんだから、そういう気になるの、そこも私は理解できる。

だけど、最初の指針とか方針は、五つか六つワンパックできているわけ。それなのに広告だけ取り出して大きな項目に挙げているの、この間の目次、この間いただいた資料だと、そこが部分だけを肥大化しちゃうというのは、ちよつとバランス悪いなと思つたの、せめてそれでもここは詳しいから詳細にやるというのはいいんですよ。それでも順番なんかをちゃんと、上に並んでいる順番でやらないと論理的じゃない。広告がうんと頑張つたから、いきなり広告だけポンと入れるというのは、ちよつとそういうことですね。

私は一応審議会として、全体をいつも意識しなきゃいけないと思つているものですから、それから今の規制とか誘導の言葉も、自主規制とか言葉を幾つか気になるの、私はやっぱりまちづくりというのは規制じゃないと思つているわけ、事業者が一生懸命やればいい、ただ、周りまでだめにしてしまうのは困るので、なるべく新宿は民間の事業者がそれぞれ努力して、あるいは少し工夫してユニークなことを大いにやったらいい、そういう繰り返し中で、新宿が元気になると思うんですよね。

ですから、自主規制というのは、あくまで広告は悪いもので

抑えるものだというちよつと古典的広告感があるんですよ。屋外広告物の発生がそもそもそういう思想でしたから、戦前は、これは警察がやっていたんだから、戦後は公園部門がやったのです。そういう環境全体としてやるから、公園課が広告物の所管してきたのです。私はやっぱりさっき言ったように、後藤委員が発言したのを僕が非常に気に入ったというのはそういう意味で、広告物行政を規制で抑え込んでいくというのではなくて、新しいまちづくりのむしろきっかけとして上手に活用したいんだと、私が言っているのはでたらめにやれと言っているんじゃないんです。そういう積極的に位置づけて、それから広告デザインとかオーナーがどういう表現したいか、まちに對してどういう貢献するかという、そういうふうに変えながらやればいいんだ。考えてほしいということだけは行政から強いメッセージを出すべきだと、だけど、ここはこうしなきゃいけない、あそこはあしなきゃいけないと細かく決めてしまうと、むしろそういう自由度が失われてしまうので、そこですよ注意したいのは。

私がもう一つはっきり言うと、広告の研究者は、基本的にヨーロッパのような統一した景観を意識しちゃうんですよ。日本は最悪だと思つているんです。彼らの頭の中に。一部のデザイン系はみんなそうですよ。私はそう思っていない、アジアはアジアらしく、日本は日本らしくいいんだと思つている。

だから、何でも規制してそろえなきゃいけないという価値観でやると、特に新宿のような場合は、まちが沈滞しちゃうと、そう思っているわけで、なるだけそういうデザインなり、アーキテクトの創造力がむしろ発揮されるように持つていってあ

げないという気がしているのです。

だから、サインでも、基本的に統一するという発想が多いんだね。だけど、いろんなサインがあるわけで、ただ、神楽坂には神楽坂っぽいサインがあるでしょうというのは言えるんだよね。だから、この場合は外濠と歌舞伎町両方出したというのは、それだけで成功なんですよ。新宿には二通りの全く違う対極にある場所がある。それにふさわしいものを示せば、かなり幅広い広告行政をやるんだという姿勢が出せるから、僕はそういう意味でもすごくこれいいと思っている。いいからこそ、今いろんなことを申し上げている。

従来他の自治体でやっているような、景観は大きさとか、色とか、何かいろんなものを規制してやるんだという、それだけじゃないんだと、地域性というのはとても大事で、それから主体性も大事だと思う。

問題は、実際は、例えば今第二庁舎入るところだって、入り口のガラスに何枚紙張ってありました。メンテナンスなんだよほとんど、ああいういっぱいビラ張っていて、あんなんで区役所だってやっているのに、民間に対して汚いとか言えないよね、センスの問題だから、そうでしょう。

だから、そこを考えないといけない。やっぱりまちが楽しそう、これからオリンピックもあっているんな人が来るでしょうね。汚らしいと思うのと、多様性があつてにぎやかだとか、界限性があつて楽しいねというのとはちよつと違うんだよ。まず、きれいにする。ゴミがあつたら、済んじやったようなものはいつまでもあつちやいけないし、びらびらするパチンコ屋の移動するのぼりみたいなの、あれ屋外広告物法で規制できないんで

しよう。

○千葉主事 対象とならないものが多いです。

○進士会長 だから、僕から言うとき細かいほうへ深く掘り下げるより、そつちの話をちゃんとやったほうがいいというふうには思っているわけだ。もつとわかりやすく言ってしまえば、広告の専門家だけに頼るなど言いたいんだ。この審議会の委員が検討会に入っているようだから、ぜひ委員の皆さんにはお願いしておきたい。そういうバランス感覚を持って、ぜひ新宿方式をこの際確立してほしい、そうしたら、それが逆に広告業界の学会なんかで新宿の課長が発表してモデルを示すと、そういう時代になるだろう。

私はこのことに取り組むことそのものについては本当に期待しているんですよ。

ただ、今言った本質を忘れようにはしておきたいと。

すみません一人でしゃべっちゃった、福井委員どうぞ。

○福井委員 前回のときに、神楽坂の商店街に、やっぱり路地の奥の店が歩道上にいっぱい看板を出して困っているという、役員会でもいろいろ問題になっていて、逆に今度、商店街で区と行政と話し合いをして、許可する看板を検討できないかという話を今しているんで、そんなことも何か、奥にいる人たちも何か宣伝したい、宣伝の場所を与えてあげられるのは何かないかなという検討にはしているのですけれども、なかなか難しいので、何かいい知恵があつたら教えていただきたいなど。

○進士会長 逆に公安委員会とか警察とも連携して、今まで警察も閉めることばかり考えてきたようだから、ここには置いていいよとか、こういう感じで置いてくださいねという協調

関係で町をつくるというのも大事だよな。

○福井委員 何かそんなことを今ちよつとやり始めた。

○進士会長 そういうソフトの何か新しいメニューも新宿の広告物行政をやるよというようなメッセージが出るといいですね。

○齋藤委員 ですけども、歩道に出す場合は、よく薬屋さんですとかドラッグストアー物すごいですけども。

○進士会長 歩道半分ぐらい出しているよね。

○齋藤委員 そういうような広告と、それから小っちゃいものを出す。やはり公道に出すということでは私は厳しく、やっぱり土地一升幾らでということですから、もし自分の敷地でおさまらないものであれば、後藤委員にも通じますけれども、罰金と言えばあれは悪いですが、使用料をお支払いするとか徴収するとか、そういうふうにしなないと規制ばかりでもだめですし、だからといって規制が弱くなると、ますます悪くなるというのも、これは現実だと思えますので。

○進士会長 そのとおりですよ。

だから、規制というのは、規則がずっと並んでいて、これを取り締まるということだけじゃなくてという意味と僕は言っている。

実際、こういうことやっているんですよ。川崎市は、多摩川でパーベキューを勝手にやって、川は汚れるし、いろんなことがあったんですね。それを国交省と、あれは管理者は国交省ですから協定して、市が全部面倒を見ますと引き受けちゃって、場所を決めて、油なんか水に流さないと、それから入場者からちゃんとしっかり使用料をとるという形にして、その使用料の何割かは地域がにぎわってというか、邪魔なぐらい人が来るものだから、そこに戻すという仕掛けをしました。

これで逆に非常によくなったんですね。最初批判ばかりあったんですけど、それから苦情が。ですから、私も、今、齋藤委員言われたようなことを考えたらいと思うんですね。ただ、本当に危険なところとかは、防災上困るところまで置いちゃ困るわけで、ただ、福井委員が言われたのは、そういう場所は地元の人が言っているわけだよな、ここなら問題ないというところは。

○福井委員 新しい建物の壁面を路地に誘導するために逆に使えないかとか、物を公道上に置くということじゃなくて、何か模索を今ちよつとしていっているところ。

○進士会長 ビルはみんな私有物だから、パブリックに、あるいは地域ぐるみのために何かやるというのはないんだね。

○福井委員 そうなんです。自分の店の宣伝はするけれども、僕はいたずらにデジタルサイネージを置いたんですけども、それはまちづくりの話とかというより、僕のいろんな情報を出しているんですけども、それ以外に僕の気に入った店の看板は出してあげているんですけども。

○進士会長 その中入れているの。

○福井委員 僕の勝手な看板だから。

○進士会長 それはただでやっているわけ。

○福井委員 お金とるとまた大変だから、面倒くさいので。

○齋藤委員 福井委員、それ私拝見しました、お店の脇にある。○進士会長 そういうのに、地域のためのものがだんだんなつていけば、地域もまとまるんだよね。

○福井委員 そうですね。何かそんなようなことができないかなど。

○進士会長 逆に言うと、そういうのを区でセットするということのもあっていいかもしれないね、場所によっては、あれ相当大金がいるのかね。

○森課長 デジタルサイネージですか。それはかかると思いますが。

○進士会長 相当かかるの。誰も読まない掲示板よりいいかもしれないね。

どうでしょう。御発言ございませんか。よろしいですか。

それでは、大体の方は検討委員会に入ってやってもらえるようだから、その場でしっかりまた御意見を頂戴できればと思います。

特に御発言ないようですから、このくらいにしたいと思えます。

二、その他  
~~~~~

○進士会長 その他、何かございますか。
~~~~~

事務局何かありますか。

○森課長 事務連絡、三点ほど。

本日の議事録については、個人情報に当たる部分を除きホームページで公開しますので御了承ください。

二番目でございます。次回の審議会の日程については決まり次第御連絡させていただきますと思います。お忙しいことは存じますけれども、御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

三点目です。景観まちづくり審議会委員の改選についての御

連絡です。景観まちづくり審議会の委員の任期は二年となっております。平成二十六年六月三十日をもって現在の委員の任期が満了ということになります。つきましては、公募委員の募集を昨日の二十五日から広報及び区ホームページで開始しておりますので応募のほどどうぞよろしくお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

○進士会長 ありがとうございます。

委員から特に御発言なければこれで終わりたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、どうもお疲れさまでした。

皆さんありがとうございます。

午後五時二十分閉会